

うきは市立山春小学校いじめ防止基本方針



いじめは、人権侵害です。

《山春小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県がいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「山春小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

<いじめの態様>

- 心理的な攻撃…冷やかしやからかい。悪口脅し文句。嫌なことをいわれる。仲間はずれや無視。嫌なことや恥ずかしいことをさせられる。危険なことをさせられる。PCなどでの誹謗中傷。 等
- 物理的な攻撃…ぶつかられる。叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。所持品を隠される、盗まれる、捨てられる。 等

《いじめに対する基本認識の共通理解と全関係者による対応、及び職員研修》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に共通理解し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処にあたります。

また、そのためにも職員研修を行います。

<職員研修内容>

- いじめ問題に対する理解と対応… いじめ問題に関する適切な認識と職員の共通理解について。いじめの早期発見・早期対応の在り方について。いじめを生まない環境や集団づくりについて。カウンセリング能力の向上について。 等
- 職員の人権感覚の育成…人権に関する知的理解と人権感覚を磨くことを重点に置いた研修会の実施。人権・同和教育に関する研修会への参加。授業を伴った研修会の実施 等

《いじめの防止》

4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

① 命の教育

- ・命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実に努めます。

② 人間関係・集団づくり

- ・児童一人ひとりが自己肯定感、自己有用感を実感できるよう、一人ひとりのよさを引き出し、互いによさを認め合う指導を行います。
- ・異学年間の交流を積極的に行います。(ピア サポート活動、さくら班活動)
- ・望ましい人間関係に育まれた学級集団づくりを目指します。

③ 体験活動

- ・命を大切にすることを育む体験活動の充実に努めます。

④ 基本的生活習慣

- ・心づくり部会で、本校の実態から、あいさつ、くつそろえ、廊下の通り方に特化し、指導の徹底を行います。

⑤ 規範意識

- ・学活等に位置づけて、他教科などに関連させて、参加体験型の学習活動を展開します。

《いじめの早期発見》

5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

① 校内報告・連絡体制の整備（職員会議、職員連絡会において情報の共有）

② 各種アンケートの実施

- ・いじめアンケート・・・月に1回実施し、いじめの実態把握をする。
- ・チェックリスト・・・月末をチェックの日とし、「いじめ早期発見のチェックリスト」等をもとに、児童の学校生活での様子を観察する。(保護者を含む)
- ・学校生活アンケート・・・6月、11月、2月に学校生活アンケートを実施し、学期末の教育相談に生かす。

③ 教育相談体制の整備

○ 学期に1回の教育相談週間(旬間)の設置

- ・1, 3学期・・・担任による教育相談
- ・2学期・・・担任外による教育相談

○ スクールカウンセラーの効果的な活用

④ 気になる児童の継続的状況の把握ときめ細かな指導（個人カルテの記録と情報の共有）

- ⑤ 相談ポストの活用
- ⑥ 総合質問紙調査（i-check）の活用
- ⑦ 相談、通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告します。

《いじめへの対処》

6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・「いじめ対応マニュアル（別冊）」に基づき、校長、教頭、被害者担任、加害者担任、心づくり部（リーダー、生徒指導担当、養護教諭）で、いじめ・不登校等対策委員会を招集し、即時的、事後処理的対応を行う。（必要に応じて外部関係機関の参加を要請する。）
- ・出席停止制度等の適切な運用を行う。

《学校・家庭・地域と連携した取組》

7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換とともに行動することに努めます。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・山春フルーツコンサート（自治協議会との連携）
- ・家庭向けリーフレットの活用と保護者との連携
- ・PTA学級懇談会での情報の共有と共通実践
- ・「いじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリスト」により、年に3回（6月）（11月）（2月）保護者へのアンケートを実施し、毎学期の教育相談に生かす。
- ・PTA総会やPTA保健・教養委員会活動における、いじめ問題への取組の充実

《組織の設置》

8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置し、月に1回開催します。具体的には、以下の取組を実施します。

- ・基本方針の実施状況の評価、点検を実施し、必要に応じて見直します。
- ・学期に1回はスクールカウンセラーに参加を依頼し、専門家からの助言を受けます。
- ・心づくり部会を月に1回以上開催し、日常的な取組の評価・改善を行います。